

第5章 事業の実施に向けて

本基本計画に基づき節水型都市づくりを推進していくにあたっては、本基本計画で設定した各施策の実施期間・実施内容を設定し、さらに施策の環境等への影響を調査し、財政面、技術面、環境面における整合をとるものとする。特に、3階直結給水の導入や未給水地域の解消など、実施に新規水源の開発が必要なものは、その確保が見込まれた後に行うことを基本とする。

また、事業の推進においては、常に事業の実施内容とその効果をチェックするとともに、市民の声を反映させ、事業内容の適切性を確保する。

さらに、事業を実施した結果ならびに本市の水環境をとりまく環境の変化を踏まえて、適宜計画の見直しを図っていくものとする。